

第3回 生活基盤TF議事概要

日 時 : 平成20年7月15日(火) 10:30~11:30

会 場 : 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

議 題 : 有識者からのヒアリング及び意見交換

貸金業法改正による効果・影響及び今後の課題について

出席者 : ○規制改革会議

中条主査、福井委員

参考人 堂下浩氏(東京情報大学 総合情報学部 准教授)

○東京市民法律事務所

弁護士 宇都宮健児氏

議 事 :

○中条主査 それでは「生活基盤TF」のヒアリングを開始させていただきます。

今日は、東京市民法律事務所の宇都宮健児先生にお越しいただいております。貸金業法の改正による効果・影響及び今後の課題についてということで、御意見を伺わせていただきたいと思います。お忙しい中、大変ありがとうございます。

それでは、早速ですけれども、御説明をお願いしたいと思います。

○宇都宮弁護士 それでは、レジュメと資料を配付してもらっていますので、それに従って説明させていただきます。

まず貸金業法の施行状況ですけれども、2006年の貸金業法というのは、4段階に分かれて施行されることになっておりまして、施行時期等については、資料の①にあるとおりです。現在、第2段階の本体施行と言われている施行まで行われております。

今回の貸金業法というのは、金利規制と特に貸金業規制の中でも総量規制を導入した過剰融資規制をやっているんですけれども、金利規制と総量規制に関しては、第4段階、完全施行の段階で実施されることになっていますので、まだ金利の引き下げは行われていないわけです。

これからは第3段階で指定信用情報機関制度を導入して、財産的基礎要件の引き上げというのは、この段階で純資産2,000万円以上の資産を持っていることを条件に貸金業登録を認めるという条件を加味することになっています。

第3段階の施行が本体施行から1年半以内ですから、来年の6月ぐらいまでです。第4段階の施行というのは、本体施行から2年半以内。だから、2010年6月ごろまでということになっていますけれども、政府は国会における答弁で、一応第4段階の施行は交付からおおむね3年後をめどに実施すると再三言っていますので、交付から3年後ということになりますと、来年の12月ということになります。そういうところをめどに、今、実施の作業を行っていることになります。

この中で一番注目を浴びたのは、金利規制なんですけれども、資料の②が現在の金利規制の状況です。現在はまだグレーゾーン金利が残ってしまっていて、出資法の上限が29.2%、利息制限法は従来

どおり 15～20%を制限金利にしています。利制法には罰則がない。出資法は 29.2%を超えると処罰されることになっています。

法改正が完全実施された場合どうなるかをグラフ化したのが資料の③で、出資法の上限金利は 20%まで引き下げられて、利息制限法を超える部分については、貸金業法で利息制限法を超えた貸付が禁止されていまして、違反すると行政処分の対象になりますので、改正貸金業法が完全実施された後は、利息制限を超えた貸付ができなくなります。こういう状況になっているということです。

この結果、資料の④にありますように、貸金業者の登録がかなり減ってきておりまして、1万業者を割っている状況です。この記事では 9,000 業者ということになっていますけれども、最新の資料では 8,000 業者近くになっているかもしれません。正確な資料はまた後からわかると思いますけれども、今年の 5 月段階では 8,540 業者ということになっているようです。

あと、完全実施というのは、先ほどお話ししたとおり、来年の 12 月、遅くとも 2010 年の 6 月までになるわけですが、実質的には大手の消費者金融、サラ金業者は、新たな貸付に関しては上限金利を引き下げていまして、大体利息制限法以下で営業しているのが大半であるというのが、一般的な状況になりつつあります。つまり、既に金利を前倒して引き下げてきているというのが現状です。

今回の法改正に伴って、政府は内閣に多重債務者対策本部を設置しています。これは貸金業法が完全施行されますと、上限金利が引き下げられて、総量規制、年収の 3 分の 1 を超える貸し出しが禁止されますので、多重債務者の発生は抑制されると思われるんですが、現在、サラ金の利用者、多重債務者は 200 万人を超えていると言われておりますので、現在利用して行き詰っている人の救済は新法では救済されませんので、その救済のために対策本部を設置したわけです。

そこで、資料の⑥と⑦にありますけれども、昨年 4 月 20 日にその対策本部で有識者会議の議論に基づいて、多重債務問題改善プログラムを決定しています。この大きな柱が⑥の囲みの中にあります。

- 「1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスをを行う相談窓口の整備・強化」
- 「2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」
- 「3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」
- 「4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化」

これが 4 つの大きな柱になっております。

特に 1 の相談窓口の整備・強化という問題については、大体多重債務者は 200 万人を超えていると言われてはいるんですが、従来の弁護士会とか司法書士会等の相談窓口は、相談者が 40 万弱以下なんです。2 割以下しか相談に来ていない状況ですので、多重債務者の救済、掘り起こしという観点から、自治体の相談窓口の強化が重視されています。

この改善プログラムを踏まえて、資料の⑧にありますけれども、現在 47 都道府県すべてに多重債務者対策協議会というものが設置されています。これは 2007 年末までに、すべての都道府県単位でこういう組織ができています。都道府県の組織に都道府県警と弁護士会、司法書士会、被害者団体、労働者福祉団体、こういうところが参加した協議会になっているということです。今、全国の

自治体で多重債務対策が推進されつつある。

これを踏まえまして、昨年 12 月 10 日から 16 日までは、多重債務者相談ウィークと設定しまして、政府の対策本部と日弁連と日司連が全国の自治体に呼びかけて、多重債務者の一斉無料相談が行われています。この無料相談会は全国 450 か所で行われていまして、弁護士が 930 人、司法書士が 500 人参加しまして、1 週間で 6,000 人を超える相談を受け付けています。今年は 9 から 12 月の 4 か月間を相談ウィークとして設定して、一斉相談が各地で行われる予定になっております。

こういう取組みの結果、どういう状況になっているかという資料の⑨です。これは司法統計の数字なんですけれども、自己破産の申立件数がかなり減ってきているんです。2007 年は 15 万件を割っています。ピーク時は 2003 年で 24 万件を超えていたんですけれども、徐々に破産が減少してきているということです。

資料の⑩は、全情連という消費者金融、サラ金系の信用情報機関のデータからなんですけれども、5 社以上の借り入れ、5 社以上を借りているというのはかなりの多重債務状態、自分の収入では返済できない状態に陥っていると推測されるんですけれども、5 社以上を借りている多重債務者がこの 1 年間でかなり減ってきているということです。昨年 2 月から今年 4 月までの範囲で見れば、60 万人ぐらい減少してきているという状況になっているということです。

こういう金利規制を強化すると、ヤミ金に走る、あるいは多重債務者に対して融資が厳しくなりますので、返済困難に陥っている多重債務者がヤミ金のターゲットになる可能性もありますから、私たちとしては、ヤミ金対策を強化しています。

資料の⑪は、全国ヤミ金融対策会議の一斉告発状況です。これは私が代表幹事をやっていますけれども、告発を続けている。

資料の⑫は、警察庁の統計ですけれども、先ほどの改善プログラムではヤミ金の撲滅に向けた取り締りの強化が重視されていますので、今は都道府県警はヤミ金の集中取締本部をずっと維持して取り締まりを強化していますので、摘発件数が上がってきています。

そういうところと、一方で、資料の⑬にありますけれども、弁護士会とかヤミ金対策弁護士会における相談件数は、ヤミ金の方は激減してきているということです。一時とは様相がかなり違っている。

ヤミ金の傾向としては、昔は登録業者が多かったんですけれども、今はほとんど登録業者はしてなくて、「090 金融」です。携帯電話で店舗を持たないで融資をやる。送金は他人名義の口座にさせる。これは口座屋から調達しているんですけれども、そこに送金させる。だから、被害者と顔を合わせないで融資勧誘をやって貸し付ける。こういうヤミ金が主流になってきているんですけれども、そういうヤミ金についても、警察の取り締りの強化等が効果を上げていまして、徐々に現場の相談は減ってきている状況です。

ヤミ金については、資料の⑭、⑮、⑯がその関係の記事ですけれども、6 月 11 日に「借りた金は一銭も払う必要はない、元本返済は不要」という最高裁の判決が出されました。これまで現場の警察官というのは、被害者が相談に行くと、借りた金は返すべきだという指導が多かったんですけれども、我々もこの判断に基づいて申入れをしまして、警察の方も対応マニュアルを変えて、最高

裁の判決を踏まえて借りた金を返せというような指導をしないようにという現場の指示を徹底しております。

全国の利用者や被害者団体にもこれ呼びかけていますので、徐々にヤミ金というものは割に合わない商売になっていくのではないかと考えております。

多重債務対策の今後の課題ですけれども、先ほどの改善プログラムの1の地方自治体の相談窓口の充実・強化というのは、かなり全国の自治体で協議会が設置されましたし、軌道に乗ってきているんです。ヤミ金対策についても一定の効果が上がってきているんですけれども、完全施行の段階で総量規制が導入されると、年収の3分の1を超える貸付ができなくなりますから、その段階までに多重債務者を掘り起こして救済しておかないと、またヤミ金のターゲットになる可能性がありますので、少なくとも完全実施までにヤミ金を封じ込めておくことが重要な課題になると思います。

ちなみに、5社以上の借り入れというのはかなり減ってきているんですけれども、3社とか4社というのは、まだそれぞれ100万人ぐらいを超えていますから、3社以上の借り入れの人も年収の3分の1を超えて既に借り入れているという方がかなり含まれていると思いますので、そういう人を早く被害相談窓口へ誘導するというのと、総量規制の導入とともに、そういう人たちがヤミ金のターゲットにならないようにすることが1つ重要だと思っています。

もう一つは、セーフティーネット貸付の提供です。1つは多重債務を整理すると、事故情報に載りますので、その後の生活資金の借り入れが必要な人はなかなか融資が受けられない。そういう人に対する低利融資とか公的融資、こういう制度を充実するということがこのプログラムではうたわれています。

日本版グラミン銀行のモデルを広げていくということですが、この辺はまだ十分充実していないので、ここがこれからは大きな課題になると思います。特に低所得層は生活保護とか社会福祉協議会が担当している生活福祉資金の貸付の充実と、ある程度収入のある人に対する対応としては、今、民間レベルで生協が低利融資制度を始めています。また、NPOバンクとかが同じような低利融資制度を始めている。

民間の金融機関、本来金融機関はもっとしっかりやるべきなんですけれども、その辺が十分対応してこなかったんです。しかし、労働金庫とか信用金庫とかで多重債務対策、その後の生活再生の取組みが始まっています。それ以外のメガバンクとかそういうのは極めて取組みが弱い状況です。この辺の対応をどうするかということが、これからの課題になるかと思っています。

もう一つは、自殺対策との連携です。今年も警察庁の発表がありましたけれども、10年連続で自殺者が3万人を超えている。資料の⑰の中で、経済・生活苦の自殺者が7,300人ぐらいです。自殺対策の関係でも多重債務対策を重視するというのは重要なんですけれども、今は内閣府の中に自殺対策本部というものができているんです。ここの自殺対策本部ともう一つ内閣の中にできている多重債務者対策本部との連携とか、地方レベルでは多重債務者対策協議会と各都道府県の自殺対策の取組みをしているところの連携強化、この辺がまだ余り行われていないんです。

今回の9月から12月までの多重債務相談ウィークの中では、9月10日から自殺対策防止デーか何かがあるんですか。自殺対策本部がやるものがありますね。

○事務局 去年はありました。

○宇都宮弁護士 その自殺対策と絡めて多重債務対策をやるために、9月から前倒しをして、多重債務相談ウィークも設けると聞いていますので、徐々にそういう連携がこれからできていくのではないかなと思っております。

金利規制等の今後のあるべき姿ということなんですけれども、当面、私の方としては、完全施行つまり、上限金利の引き下げ、総量規制の導入を着実に実施させることが重要だと思っております。

片方で、先ほどのヤミ金対策の強化とかセーフティーネットの充実・強化ということが完全実施をする環境づくりの上でも重要ではないかと思っております。

更に今後の課題として、統一消費者信用法の制定を検討する必要があるのではないかと考えております。今回の貸金業法というのは、主に消費者金融、サラ金とかクレジットのキャッシングが規制されているんですけれども、銀行のやる消費者に対する融資は規制の対象から外れているんです。貸金業法そのものの対象から外れている。同じ消費者に融資するにもかかわらず、普通の貸金業者が契約書面を行使しないと処罰されることになっていきますけれども、銀行はそういう規制がない。だから、お金を受け取っても、領収書も交付しなくてもいい。取り立てに関しても、貸金業者は夜9時以降から朝8時前はしてはならないということになっていきますけれども、銀行の融資に関しては、こういう規制がないんです。だから、およそ消費者に対する融資に関しては、銀行も含めて統一的な規制をすることが、いずれ重要になってくるのではないかと。

今、クレジットに関しては割賦販売法が規制しているんですけれども、割賦販売法というのは、今回、通常国会で法改正がなされましたけれども、クレジットの規制と貸金の規制を日本は別々にやっています。欧米諸国は統一的に規制をやっている。あるいはクレジットの手数料についても統一的な規制をやっているのが一般的なので、クレジットも基本的には消費者の将来の収入を担保にした融資、信用供与であるのは変わらないわけなので、それを統一的に規制する必要があるのではないかと。銀行とかクレジットも含めた統一消費者信用法の制定は、いずれ検討が必要になるだろう。

今、消費者庁の動きがありますけれども、消費者庁などでもこういう課題を担う必要があるのではないかと考えます。

最終的には完全実施は利息制限法以上の貸付ができなくなるんですけれども、利息制限法の制限金利の在り方がこれでいいのかということ、いずれもう一回議論する必要がある可能性があるということです。

資料の⑱は、日本の利息制限法のこれまでの経緯。利息制限法は明治10年、1877年に制定されているんですけれども、一時、大正8年、1919年に一般の市中金利、銀行金利が下がりましたので、制限金利を1回下げているんです。現在の状況になったのは、昭和29年、1954年の戦後の混乱期で、諸物価の高騰、銀行の貸出金利等が上がったので、20、18、15にした。

ところが、今は銀行の貸出約定金利は、今年の5月の段階で1.916%なんです。全体的に市場金利、市中金利が下がってきているけれども、制限金利が全然変わっていないということではないかと。こういうことを1回検討する必要がある。

フランスなどでは、市場金利と連動するような金利規制をやっているようなので、そういうところの方が合理的な可能性がある。

ちなみに、日弁連は統一消費者信用法の提案をやっているんですけども、その中で金利の設定としては、過去 10 年間の平均金利に 6% を上乗せするという提案をしています。こういう市場金利との連動ということも考えた金利規制を検討する必要が出てくるのではないかと考えております。

私の御報告は以上であります。

○中条主査 ありがとうございます。

それでは、意見交換をさせていただきたいと思います。どうぞ。

○福井委員 宇都宮先生は、総量規制については、今の年収 3 分の 1 という基準は維持すべきというお考えですか。

○宇都宮弁護士 そうですね。ほぼ妥当ではないかと思っています。

○福井委員 利息については、今おっしゃいましたような実勢金利との連動で決めるというのが望ましいですか。

○宇都宮弁護士 はい。その点と、現実感覚としては 15 とか 20 というのは、利用者、消費者の立場からすれば大変高いということです。

○中条主査 3 分の 1 というのは、どういう基準でもって 3 分の 1 が妥当だというお考えなのでしょうか。

○宇都宮弁護士 法改正をやった金融庁などは具体的なシミュレーションとかを十分やられていると思いますけれども、我々の感覚からしても、例えば年収 300 万ぐらいの人が消費者金融から 100 万円を借りれば、そういうところであっぴあっぴの状態になっているのが現状なんです。今 100 万円を借りますと、毎月の返済は利息も入れて 4~5 万になります。だから、そういう生活感覚とか現状感覚です。

○中条主査 感覚ですか。どれぐらい返せるかどうかということではなくて、感覚的にということですか。

○宇都宮弁護士 どれだけ返せるかということ、多重債務状態というのは我々はどういうふうに定義しているのかということ、自分の収入で返済できなくなってきて、他者から借り入れを始めるのを多重債務状態と我々は認識しているんです。それが大体年収の 3 分の 1 近く借りた場合は、多くの人が自分の収入では返済できなくなって、自転車操業を始めているということです。

○中条主査 そういうデータはお持ちでいらっしゃいますか。

○宇都宮弁護士 金融庁がやっているのではないかと思いますけれども、ただ、3 分の 1 というのは我々の感覚ともほぼ合っているということです。大体、年収 300 万ぐらいの人がサラ金とかクレジットで 100 万借りていたら、いろんな生活費を除けば、もう自分の収入では返済困難です。そのころから自転車操業が始まる人が多いということです。

○中条主査 しかし、うまく事業をやる方もいるかもしれないですね。

○宇都宮弁護士 事業者の問題よりも 3 分の 1 というのは消費者です。事業者というのは、何か例

外があるんだと思います。

○中条主査 個人営業の場合は例外ですか。

○宇都宮弁護士 これはもう一回詳しく見なければいけないんだけど、例外になっていると思います。事業者と個人の消費者は総量規制を分けていると思います。

総量規制は3分の1なんですけれども、事業者の場合とか不動産担保融資とか、いろんな例外があります。

○中条主査 個人の人間、自分の消費生活のためにお金を借りる場合は3分の1以下。それを事業に投資する場合は、もっと借りてもよろしいということですか。

○宇都宮弁護士 事業投資の場合は、3分の1の例外規定が設けられていたと思います。つまり、今回の3分の1というのは、もともと過剰融資規制というのはあったんです。

今の現行の貸金業法の13条にあるんですけれども、処罰規定もなければ行政処分の対象にもならず、明確な基準がなかったんです。ガイドラインで年収の1割か、1社当たり50万以上は貸してはいけないというガイドラインがあったんですけれども、それに違反しても特別なペナルティーもなかったわけです。今回、初めてこういうものが導入された。だから、貸金業者がこれを超えると行政処分の対象になるようになったということです。

○中条主査 3分の1がいいかどうかという話は置いておきまして、とにかく返せないお金を借りるということは、本人には判断ができないという前提ですね。御本人には判断ができないからこそ、そういう規制を設けるといことですね。

○宇都宮弁護士 それはそうでしょうね。

○中条主査 世の中にはそういう判断ができない人がたくさんいるという前提でお考えなんじゃないか。

○宇都宮弁護士 生活上困って、どうしても手を出さざるを得ないような人がたくさんいるということですね。

○中条主査 だから、本当は出してはいけないわけです。出してはいけないのに出してしまう。だから、それはやはり判断できない人がたくさんいるということですね。

○宇都宮弁護士 どちらかと言えば、貸す側の注意を呼びかけるような制度であるということですね。貸す方で規制をやるということですね。

○福井委員 これは先ほどの論点にも関わるんですが、例えば消費者金融として、実は個人で事業資金を借りる方も少なからず混入しているというお話を業界の方から伺ったことがあるんですが、そこを先生はどう見ておられますか。実際には事業資金なんだけれども、消費者金融としてお借りになる方も一定割合いらっしゃるというお話を聞いたことがあるんです。

○宇都宮弁護士 それはあるでしょう。

○福井委員 その場合は、多分、本人が申告しないとわからないという話になりますね。

○宇都宮弁護士 本人が申告しないと、普通の規制になってしまいますね。

○福井委員 そうですね。

○中条主査 だから、そこをどうやって区別できるんでしょうかということが1つある。

○宇都宮弁護士 区別は、多分、本人の申告などで判断できるかどうかの問題になってくるのではないですか。

○中条主査 区別ができないのだったら余り意味がないという話と、それから、そういう事業でお金を借りるのは本当に大変なんです。こういった国民金融公庫だとかそういったところなるべく対応するようにするんだというお考えだったんですが、基本的にそういうところは貸してくれないです。300万円の事業資金を借りようと思って、国民金融公庫は貸してくれませんでした。ですから、そういうところで対応が可能かというのは、私はかなり難しい話ではないかと思います。

○宇都宮弁護士 是非先生方が働きかけて、その辺を柔軟にさせていただきたいと思うんです。

○中条主査 それはなぜ貸してくれないかと言えば、当たり前であって、そんなリスクの高い者に対して低利で貸せるわけがないということなんです。逆に言えば、リスクの高い者に対して、低利の金融をしたとしたら、赤字の部分でだれかが負担しなければいけないわけです。それは、先生はだれが負担すべきだとお考えになっていますか。

○宇都宮弁護士 リスクの高いのを貸したということですか。

○中条主査 リスクの高い者に対してお金を貸すときに、それを低利で貸したとしたら、当然赤字の部分というのは、本来、極端な話、50%の利率ではないと貸せないお金を仮に10%で貸すということは、当然のことながら、そこにコストが発生するわけです。焦げつきが発生するわけで、その部分はだれが負担をすべきだとお考えになっていますか。

○宇都宮弁護士 直接的には、焦げついたら、その金融業者が負担せざるを得ないです。

○中条主査 金融業者は負担するんだったら、当然、貸しません。

○福井委員 あるいは金融業者が一時的に負担した後、それでも成り立つようにするためには何らかの措置が必要になる。

○宇都宮弁護士 その前に、一般的には高利のお金に手を出さざるを得ないような事業者は、現実的にはもう行き詰っているケースが多いんです。その問題も考えておかなければいけないです。

○中条主査 今議論しているのはそういう問題ではない。そういう話はとりあえず置いておいてください。

○宇都宮弁護士 それと一定の中小零細事業者に対する支援というのは、ある程度社会的な資金を使ってもやる必要があるかと思います。

○中条主査 そうであるならば、それはそれで別途やればいいのかではないですか。

○宇都宮弁護士 その点については、改善プログラムができていますけれども、ほとんど取組みがなされていないんです。それで我々のグループでセーフティーネット貸付の実現会議という組織をつくって、この前、シンポジウムをやったところなんです。勿論そのための政府系金融機関などを有効活用できないかとか、そういうことを当然考えなければいけないんですけれども、その辺のところはこれからの課題になるのではないかと思います。私は金融の専門家ではないので、明確な方向性をこうだとは言えません。

○中条主査 私も金融の専門家ではありません。

○宇都宮弁護士 だから、少なくとも、これは個人の場合もそうなんですけれども、社会福祉協議

会がやっている生活福祉資金も国の金が出ているんです。だけれども、これはどうしてもある程度必要なんです。

同じような中小零細事業者の支援というのも、そういう公的な資金も必要になるかもしれないです。

○中条主査 けれども、それを貸し金の金利の規制でもって、対応しようとするのは、本末転倒な話ではないでしょうか。それはそれで、別途にきちんと対応すればいい話ではないですか。

○宇都宮弁護士 その金利の規制でということをおっしゃっていますが、その金利の問題は、ちょうどセーフティーネットの実現会議で議論して、これは中小企業の税務の指導をやっている税理士さんが発言されたんですが、今、日本の中小企業で黒字企業、中小の資本金の単位で少し違ったんですけれども、そういう企業が十数%、12~13%以上の金利の資金を導入して経営をやると、全部赤字企業に転化するという結果が出ています。つまり、今の中小企業のレベルで金利12~13%以上の資金を導入して営業をやろうとすると、企業は赤字になってしまっているんです。

○堂下参考人 それは経常的な運転資金ということですか。つまり、1年以上に渡ってずっと借りるとのことですか。

○宇都宮弁護士 ずっと借りるとのことです。

○堂下参考人 それでは、5日とか10日という短期のつなぎ資金の場合は、この事例は当てはまらないわけですね。

○宇都宮弁護士 その辺は、そういうケースの立て方ではなくて、ずっと借りている場合の前提だったと思います。

○福井委員 借りっ放しの場合ということですか。

○宇都宮弁護士 そういうことです。

○福井委員 例えば、生活資金に使うのか、事業資金に使うのかというのは、実態上、なかなか区別しにくい場合もあり得ると思うんですが、生活の場合ですと、ギャンブルに使うとか、アルコールに使うとか、場合によると犯罪に使うとかというのは論外としても、例えば、不慮の医療費出費とか、あるいは非常に楽しみにしていた家族旅行に使うとかという形で、限度額をひよっとしたらかなり超えているかもしれない。あるいは、金利もかなり高かったかもしれないけれども、借りて返せているというような人の類型とか、あるいは事業金融も、先生がおっしゃったように1年間借りっ放しだと、いずれ行き詰まるのではないかとというケースではなくて、短期の、言わば手形が落ちる前の緊急避難的な措置として、一定の高金利だということはわかっていて借りて、それで何とか事業が継続できてよかったというケースもなくはないように思うんです。

そういう、言わば、ある程度の高金利でも借りて返せていた人たち、そういう人は結果的には多重債務者にはなっていないはずだと思うんですけれども、多重債務者になった人たちと、借りて返せていた人たちとの比率なり、あるいは件数なりがどれぐらいずつだったということは、お調べにはなっていますか。

○宇都宮弁護士 そうということが事前に質問項目に入っていたら、資料を持ってきていたと思いますけれども。

○福井委員 直観的なものでも結構です。

○宇都宮弁護士 直観的には、ほとんど破綻しています。それは具体的にはどこかといったら、商工ファンドや日栄で借りたところは、ほとんど破綻しています。だから彼らは、保証人を何人も取っているわけです。

もう一つは、先生方はつなぎ資金と言いますが、貸す側からすれば、できるだけ長くやった方が利益が上がるんです。だから、日栄とか商工ファンドも、3か月単位のつなぎ資金と言っていたんですが、結局は日栄とか商工ファンドは1年も2年も利用して、最後は企業が破綻する。日栄から借りているのはほとんど破綻していると思います。だから、そういう、つなぎ資金が意味があるのかどうか。

それから、必ず貸金業者は利益追求のために、恒常的な債務奴隷に置かせるということが、一番彼らはもうかるわけです。だから、短期と言われますけれども、現実的に我々がぶつかっている中小企業の商工ローンなど、短期はほとんどない。それは1回食い付いたら絶対に逃さないというのが傾向です。

○中条主査 商工ファンドもだめになっているんだったら、そういうビジネスをやる意味は余りないですね。

○宇都宮弁護士 ビジネスはどういうことで成り立っているのかというと、債務者である中小企業に貸すと同時に、5人から10人ぐらいの連帯保証人を取っているんです。先生方のような公務員とか、私のところに来た人は学校の先生もいましたけれども、世の中のことを余り知らない人をたくさん取って、つぶれたら保証人に襲いかかっているんです。彼らの貸し方は、通常の保証ではないんです。

○中条主査 それでも、会社がつぶれてしまうんだったら、そういう商売は意味がないですね。

○宇都宮主査 会社がつぶれることを見越して貸しているんです。

○中条主査 貸す側がですよ。貸す側がつぶれるようだったら、そういう商売は意味がない。

○福井委員 事業資金でも生活資金でも、無担保無保証もありますね。

○宇都宮弁護士 日栄とか商工ファンドでは、無担保の無保証はほとんど聞いたことがないです。消費者金融が使われているケースはあります。要するに、日栄とか商工ファンドで借りて行き詰まった中小零細事業者が、日栄とか商工ファンドの金を払うために消費者金融に手を出す、あるいは自分のクレジットカードでキャッシングをしてやるケースはよくあります。

○福井主査 それはさておくとして、多重債務の第一歩として消費者金融から借りるのではなくて、場合によると事業金融とか生活上の必要で借りる。

○宇都宮弁護士 中小企業の多くは、大体、最初に手を出すのが商工ローンです。商工ローンに手を出して、その返済のために会社の経営者自身が個人で消費者金融に手を出して、商工ローンの穴埋めをやっている。

○福井委員 勿論、そういうこともすごく多いと思うんですが、多分、弁護士の先生方のところへ相談に来る件数というのは圧倒的に困ったから来るケースが多いので、困っていないといいますが、うまく返せていて、多重債務には陥らないで済んでいる人は多分、先生方のところへは相談に行か

ないですね。その辺も何か、どれぐらい大きいかはともかくとして、あり得るのかなと思います。
○宇都宮主査 先生方のところに行かないと言うけれども、先ほど 200 万人を超える多重債務者がいると言いましたよね。これは金融庁が言っていました。そのうち、2 割以下しか来ていないんです。なぜ来ていないかというところ、そういうところで、弁護士会とか消費者集会で、さっきの相談をやっているということが余り広報されていないんです。

この前、私の事務所に、今年 4 月に受かったばかりの東大の学生が 30 人来まして、先生、多重債務問題について話してくれということ、いろいろな話をしました。こういう多重債務者が 200 万人もいて、中には自殺者も出ている。夜逃げする人も出ているんだ。その結果、路上生活とかネットカフェ難民になっている。

ところで、あなたたちは高校のときに利息制限法を習いましたか、出資法を習いましたか。借金で困ったら弁護士会、消費者センターに相談窓口があることを教えてもらいましたか。教えてもらった子は手を挙げてみると言ったら、1 人も手が挙がらない。つまり、高校でこういう問題はほとんど習っていない。それから、社会に出て習う機会があるかということ、なかなか、そういう情報が普及しているようで普及していないんです。

○福井主査 勿論、先生がおっしゃることに全く同感で、そういう情報がちゃんと流布した方がいいというのは当然なんです、今の論点は、多重債務の予備軍ではない人です。その集合とは重ならない人はどうなんでしょうということなんです。

○宇都宮弁護士 それで、先ほどのあれですけれども、これは松田社長が国会で答弁していたのではないですか。1990 年に、私の事務所に、保証人になった人で、日栄から金が払えないなら腎臓を売れ、肝臓を売れ、目玉を売れという取り立てを受けた人がテープ二十何本を持って来たことがあるんです。これは許せないから、私は恐喝未遂罪で警視庁に告発して、近畿財務局に日栄の行政処分の申し立てをしまして、千葉地裁に慰謝料請求をやって、最後は逮捕されるんですけれども、その年の 1999 年に中小企業国会で商工ローン規制が議論されて、当時の上限金利が年 40.004% から年 29.2% に下がるんです。

そのときに、日栄の松田社長とか、SFCG の大島健伸氏なんかが呼ばれています。そのとき、松田さん自身の答弁で、7 割 8 割は倒産していますということを証言しています。つまり、その 7 割 8 割が全部私たちのところに来ているわけではないんです。多分、日栄の事件のごく一部しか来ていない。多くの人たちが相談窓口を知らないのですね。

○福井委員 よくわかります。そこは別に我々、何の異論もないところなんです。

その論点ではなく、日栄でひどい借り方をさせられて困った人ではなくて、円満に借りて返せている人たちはどうしているんでしょう？という辺りがよく見えなかったものですから。

○宇都宮弁護士 例えば、どういうところから借りているということですか。

○福井委員 消費者金融から無担保無保証で借りて、事業資金に回している方もいるそうですから。

○宇都宮弁護士 具体的にどの程度いるのか。

○中条主査 ですから、そういった便益を与えている部分がどれぐらいかということについて、今、おっしゃったように、それはコストになっている部分もあれば、便益になっている部分もある

わけで。

○宇都宮弁護士 その辺は、データはないです。

○中条主査 なくて、どうやって議論をするのでしょうか。

○宇都宮弁護士 だから、それは私たちのところに来ているところの経験をですね。

○福井委員 そこがよくわからない。我々の関心は、勿論、先生方の活動は多とするところなんです。やはり少し心配しますのは、もし円満に、本人としては急場をしのげて、これは生活資金でもそうですけれども、多少、高金利だけでもよかったと思っている方が一定程度いらして、絶対ゼロだという保証があれば別ですが、そうではなくて、一定程度はいるのだとすれば、その人たちが借りにくくなったり、借りられなくなったりする利益の侵害部分と、それから、多重債務者が何らかの形で救われているのであれば、その部分での利益とを、やはり比較衡量をする必要がなくないか、という問題意識なんです。

○宇都宮弁護士 結局は統計とかがないから、経験でお話しするしかないんですけども、大体、消費者金融も商工ローンも同じ金利で貸しています。つい、この間までは、商工ローンも年 29.2% にへばり付いていたわけです。

同じような金利で、青息吐息の中小零細事業者が消費者金融を利用して、先ほど言ったような、つなぎで借りている人がどのくらいいるかはわかりませんが、実際は恒常的になるんです。消費者金融もそういう貸し方をしているんです。だから、大体、そういうことで、経営がうまくいくよりも破綻するケースの方がほとんど多いのではないかと思います。

ちなみに、破産の統計を取っていますけれども、大体、10 人に 1 人ぐらいは事業者の破産になっているんですけどもね。

○中条主査 明日までに、これだけのお金が要るといときに、やはり 1 日だけとか 3 日だけとか借りなければいけないときはあるんです。それはきちんと返せますからね。

○宇都宮弁護士 その辺が、明日の金がないところが返せる事業者は少ないというのが我々の一般的な経験です。

○中条主査 そんなことはないです。それは経営を 1 度おやりになってみたらいかがですか。

○宇都宮弁護士 我々弁護士は中小企業の経営者なんです。私も事務所を運営して、家賃を払って、従業員に給料を払っています。それは経験はしているんです。

○宇都宮弁護士 我々はデータは取っていないですから、その辺が何割ぐらいいて、どうなのかというのは感覚的なものです。

○中条主査 データはないということですね。

○宇都宮弁護士 それから、少なくとも商工ローンの社長自身が自分の貸しているところの 7～8 割は倒産しておるといことは国会で答弁しておりました。

○福井委員 そういう日栄みたいなどころからは、本来、借りない方がよかったんだけど、何か間違えて借りてしまって、ひどい目に遭っている人が 7～8 割だということなんですか。

○宇都宮弁護士 7 割は行っていません。商工ローンに手を出したら、自分のところの顧客はみんな、7～8 割は倒産しているということを行っているんです。

○堂下参考人 今回の松田社長がおっしゃったことを、商工ローン業界の一般的な事象として考えてよろしいのでしょうか。

○宇都宮弁護士 私の感覚はそんな感じです。つまり、商工ローンに手を出すと危ないだろう。つまり、運転資金のために消費者金融に手を出すような事業者は、かなりおかしくなって、それからもう一回復活するのは極めて厳しい。

○堂下参考人 つなぎ資金として借り入れたケースはどうですか。

○宇都宮弁護士 そのつなぎ資金で借りているようなところが、我々のところに来る人はそうではない人で、つなぎ資金を借りている人は違うと言われるかもしれませんが、消費者金融はつなぎ資金で貸すような思いはこれっぽっちもないんです。恒常的に貸し込むことが彼らの商売のやり方です。

○福井委員 返す自由はありますね。

○宇都宮弁護士 返す自由はありますけれども、彼らとしてはなかなか完済させないんです。

○福井委員 勿論、貸した人は銀行でもそうですけれども、そんなに早く返してもらいたくないものですが、返す方はそんなことをすると利息がふくらむから、できることなら早く返したいとは、普通、みんな思うわけですね。

○宇都宮弁護士 なかなかそうならないのが現状です。それは個人もそういうようなあれですけども、やはり商売のやり方として長期的な債務奴隷化していく。某消費者金融に関しては、完済に行った人を次に借りるまで返させないようなことをやっていますからね。

それから、大手などは、一旦借りた人をもう一回貸させるためのプロジェクトチームがあるわけです。

○福井委員 逆に言えば、そういう本人の意思なりを離れて、貸すことを奨励されたり強制されたりすることがないようにするのが大事なことでもあるんですか。

○宇都宮弁護士 それもありますし、一般的な経営として成り立つのかどうかです。成り立つ金利なのどうかも重要ですね。

○中条主査 成り立つ経営かどうかというのは、経営者が判断することではないんですか。

○宇都宮弁護士 経営者が判断するだけでなく、そういうような。

○中条主査 経営者が判断する能力がないので、社会として、中小事業者はみんな規制してやらないとなかなかねと。

○宇都宮弁護士 そういう状況に追い込んでいる国とか社会の責任もあるということです。

○福井委員 中には借りて返せている人もいるんだとしたら、それはどうなるんですか。

○宇都宮弁護士 最後に一言、今後のあるべき姿を私は一言言わなかったんですけども、結局は、今の消費者金融とか、こういう利用者が増えている背景には、貧困と格差の問題が大きいんです。どうしても生活が成り立たない人が、本当はそこに対するセーフティーネット、社会保障とかが十分であれば、高利のお金に手を出さなくても済むんです。ところが、そういうものが日本は余りにも不備なんです。不十分だから、そういうところが代替している面があったのでね。

○堂下参考人 それでしたら、金利を引き下げるのではなくて、そういったセーフティーネットを

充実させるべきではないですか。金利引下げに伴う副作用の大きさを考えたら、金利引下げの運動ではなく、セーフティーネット充実をもっと運動されるべきだったのではないですか。

○中条主査 補助金を出すことが必要ですね。

○宇都宮弁護士 金利もそうですし、併せて、格差とか貧困の問題をもっとメスを入れないといけない。

○中条主査 金利は抑制するのではなくて、本来、市場で設定される金利と、それから、貧乏な人が返せる金利との間の部分を、これは補助金を出すとか、そういう形で対応すべき話ですね。

○宇都宮弁護士 理屈的なものと原理的なもので、ここで、一番最後の 19 で諸外国のケースを挙げているんですけども、どちらかといえば、社会保障が充実しているところが、ドイツとかフランスなどは金利規制をきっちりやっているんです。それで、社会保障がいかげんなところほど高利貸しに代替させようとしているんです。一番典型的なのはアメリカですね。1980 年ぐらいから金利規制を撤廃していますね。

同じ轍を、韓国ではアジア通貨危機のときに 1 回、金利規制を撤廃しているんです。ところが、この結果、日本のサラ金とヤミ金とを一緒にしたようなものが爆発的に増えているんです。そして、多重債務者が増えて大混乱になってしまった。それで急遽、韓国は 2002 年に金利規制を復活させているんです。この復活させたものが上限金利年 66% だったので、日本のサラ金は、今、どんどん韓国に進出しているんです。

それで、つい最近は、これを更に金利規制を強化して年 40% ぐらいに下げているようですがそれでも、これは自由にしたらいいのではないかといっても、その犠牲者が出てくるわけです。

○中条主査 だから、そこは申し上げているように、その部分は補助金をきちんと投下すればですね。

○宇都宮弁護士 補助金というのはどういう補助金ですか。

○中条主査 だって、市場ではこれぐらいリスクの高い人にお金を貸すには、例えば 50% の金利ではないと貸せませんという状態で。

○宇都宮弁護士 そもそも、リスクの高い人には貸してはだめなんです。

○中条主査 そうではないです。返せるんだったらいいわけです。リスクを考えて貸すわけですから、それはいいんです。けれども、そういうものを借りなければいけない貧乏な人がいて、それは 10% にしなければいけないというのだったら、その差の部分を補助金として出すということです。

○宇都宮弁護士 補助金は、国が業者に出すということですか。

○中条主査 普通はそうです。当然です。

○福井委員 受益するのは借り手ですからね。生活保護のバリエーションなのかもしれません。

○中条主査 10% では、通常はこの人にはお金を貸しません。それを、リスクを考えれば、50% だったら貸せません。それを 10% で貸すためには 40% の分の差を、そういった人たちは国が面倒を見なければいけないというのだったら、その部分の補助金を出すべきで、その補助金を出す額というのは、そういった貧乏な人を助けなければいけないことのために社会が負っているコストです。

○宇都宮弁護士 そこまでやって、そういう金貸しを保護する必要がありますか。

○中条主査 金貸しを保護するのではないんです。借りる人を保護するんです。

○宇都宮弁護士 それは、そういうものでもっとセーフティーネットの事業をやればいいんです。

○中条主査 そうしたら借りられないではないですか。そうしたら、一方で、別の方法は10%の金利でお金を政府が貸すことです。それで政府が貸して、しかし、その間の社会的なコストの差の40%を政府が負担する。同じことですがけれどもね。

○宇都宮弁護士 我々は、そういうことを提言しているんです。

○福井委員 もう一つは、貸さないように、要するにそんなに高金利で借りなくてもいいようにするために、そんなところに手を出す前に、例えば生活保護とか、住宅補助とか、あるいはフードスタンプとかできちんと生活の基本は国が面倒を見てあげる。これは憲法第25条から見てもあるように思うんです。

そちらでやった方が名目金利の上限を下げるよりも、多分、多くの人が救われるし、借りられないことで不幸せになる人が少なくなるのではないですか。

○宇都宮弁護士 セーフティーネットもいろんな層があると思うんです。生活困窮者と言われる層は生活保護とか生活福祉資金。それから、ある程度、働いていても、やはり、今、年収200万円未満の人たちが1,000万人を超えているんです。だけれども、少しなら払える、あるいはもう少し上でも、さっきの300万円ぐらいでも、家族がいたら生活が苦しいですけれども、そういう人たちに対しての低利融資制度として、今、生協とか、NPOバンクとか、あるいは信用金庫とかそういうところをもう少し努力してもいいのではないかと思います。

○中条主査 だから、それは少なくとも、そこに社会的コストは発生しているんです。

○宇都宮弁護士 それは当然、社会が負担しなければいけない。

○中条主査 だから、その部分は補助金を出さなければだめです。それを金融機関に勝手にやれと言ったら、その中で内部補助をやるだけですからね。

○宇都宮弁護士 そのために、このセーフティーネットの強化ということを行っているのではないんですか。補助金というあれではなくて、この改善プログラムはそういう方向性がしっかりしていると思います。

○中条主査 けれども、そこでそういう安い金利で貸しなさいといっても、一方で、その安い金利で貸せることによって発生するコストを補う措置がないと、それは機能しません。

だから、例えば通常の銀行にそういう役割を負わせるとしたら、そういった人たちを助けるために低金利にするかもしれないけど、その赤字を銀行は内部補助をやって手当てをしますよね。だから、多分、ヨーロッパのケースなどで銀行にもそういう役割を負わせているというのは、その中で内部補助がなされているわけです。

内部補助は、明らかに資源配分をゆがめますから、その部分はやはり、ちゃんと政府が保障しなければいけない。そういう点では同じではないかということなんです。

○福井委員 あと、ドイツとフランスは手数料がありますから、それも入れたら随分高くなりますか。日本よりもうんと安いことにはなっていないはずですよ。

○宇都宮弁護士 でも、日本よりはるかに安いです。

○福井委員 手数料込みでそうですか。

○宇都宮弁護士 手数料込みです。

○福井委員 それは私どものデータと違いますね。

○宇都宮弁護士 それは我々の調査と違います。脱法的なことはだめです。

○堂下参考人 済みません、幾つかお聞きしたいのですが、先生の御発言の中で、大手の消費者金融会社は既に金利を引き下げた、とおっしゃっていますが、そうすると、今、大手の消費者金融会社のお客さんは、みんな利息制限法以下でほとんど契約をされていると考えてよろしいのでしょうか。

○宇都宮弁護士 新たな顧客はそうです。

○堂下参考人 まだ従来からの顧客は残っているということですか。

○宇都宮弁護士 残っているわけです。

○堂下参考人 グレーゾーン金利帯にはどのぐらいの顧客が残っているのでしょうか。

○宇都宮弁護士 それは、今のデータでは、全情連の利用者が、今、1,100万人ぐらいになっていますね。その8～9割は大手です。新たな顧客に関しては、引き下げてやっているところが多い。大変になっています。

○堂下参考人 わかりました。

それでは、資料9に関してよろしいでしょうか。この資料によると自己破産の申立件数は、2003年をピークに下がっています。しかし、この2003年という年は出資法の見直しの時期で、この時期の法改正では上限金利の引き下げは行われませんでした。つまり、この資料を見る限りでは、上限金利の引き下げと自己破産の間には関係がないと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○宇都宮弁護士 金利だけではなくて、この間の多重債務対策の取組みも大きいでしょうね。

○堂下参考人 それは、2003年のときの法改正のことですね。わかりました。

○宇都宮弁護士 これから、だんだん、収束はしていく。今回の改正というのは、そういうむちゃくちゃな取り立てをやったりするものも相当厳しく規制されていますし、だから、併せて金利もだんだん収束していく。更に、完全施行で、総量規制も導入されますから、こういう多重債務者が破産という形で申し立てするのは更に減って、この傾向はずっと続くのではないかと思います。

○堂下参考人 資料10でございますけれども、これは全情連のデータだと思います。この資料によると確かに人数は減っております。しかし、そもそも全情連に加盟している会員社数が同時に減っているから、こういう事態になっているのではないかと思います。その辺に関してはいかがお考えでしょうか。

○宇都宮弁護士 その辺はわかりません。

○堂下参考人 その辺は御認識がないということですね。

○宇都宮弁護士 ただ、我々の感覚から言っても、やはり破産の減少とかそういうものと連動しているのかなという感じです。

○堂下参考人 それでは、会員社数の減少はこの時期に起きていなかったということですね。多重債務者数の減少を評価する上での前提としてお聞かせ下さい。

○宇都宮弁護士 その辺は、正確な会員の減少がどの程度になっているのかというのはわかりません。

○福井委員 もし、会員の減少と、おおむね、この減少が比例しているのだとすると、それは多重債務とは余り関係がないことになりかねないですね。

○宇都宮弁護士 これは一応、金融庁などもよく使っている資料ですから、今のところ、そういうデータしかないですからね。その評価はいろいろあるかもしれません。

○堂下参考人 あくまでも、会員社数が減っていることは政策を評価する上での前提にはなっていないとお考えですか。多重債務者数が減っているのは、政策の結果、多重債務対策がうまくいった結果、純然に減っていると考えればよろしいわけですか。

○宇都宮弁護士 我々は、そういう評価をしています。

それから、日常的な相談の現場の感覚とも合っている。前は 40～50 社の人が結構来ていましたけれども、今、我々の相談はそんなに多くないです。10 社以下ぐらいが多いです。ヤミ金も、一時、2002～2003 年ごろは 100～200 社借りている人が当たり前でしたけれども、今はヤミ金だけでも 10 社以下です。

○堂下参考人 あと、資料 16 の『「徳政令」判決 ヤミ金撲滅の武器ができた』という社説の出典はどちらですか。

○宇都宮弁護士 16 は新聞記事ですよ。

○堂下参考人 何新聞ですか。

○宇都宮弁護士 上に書いてあります。

○堂下参考人 毎日新聞の社説ですね。分かりました。

○宇都宮弁護士 一番最後の 19 は、我々がつくった資料でございます。

○堂下参考人 もう一つ以前から疑問に思っているのですが、救済すべき多重債務者とは誰なのか明確ではありません。例えば、金融庁の言うところの多重債務者と宇都宮先生を含めた日弁連の方が主張する多重債務者というのは、若干定義が違うような気がするのですが、その差異をどのように認識すればよろしいでしょうか。

○宇都宮弁護士 ほぼ同じではないかなと思っています。私たちが使うときは、多重というのはいろんなところから借りているという意味だけではなくて、自分の収入で利用した借金が返済できなくなって、他社借入れを繰り返す状況のところまで多重債務者と言っているんです。他社借入れを繰り返すと、毎月毎月元本がふくれ上がっていくんです。こういう状況を 3、4 年あるいは 10 年以上続けてきている人が多い。

一般的な我々の相談の現場では、大体 100 万ぐらい借りたら、もう返済が困難になっている人が多いということで、その段階から自転車操業状態に入っている。

○堂下参考人 金融庁の方はどういう定義ですか。

○宇都宮弁護士 金融庁は、何か明確に定義をしていないかもしれないですね。もともと多重債務者というのは、我々が言い出して、前は過重債務者とか、過剰債務者とか言っていたんですけども、だんだん多重債務者に統一しているんです。

○堂下参考人 例えば、マンションを買って、ローンの月々の支払いが滞り、それで消費者金融会社1社から借りざるを得ない。これもまさに宇都宮先生がおっしゃる多重債務者のパターンだと思いますけれども、このケースはどうでしょうか。

○宇都宮弁護士 マンションだけでなく、今、1社だけでも順調に返せば枠が100万ぐらいふくれ上がるものがありますから、1社でも我々が言う多重債務者になる場合がありますね。

○堂下参考人 金融庁の場合は5件以上と言っていますので、その辺が明確な違いなのですね。

○宇都宮弁護士 単純な何社以上という形では、高収入であれば、それも自分の収入で5社借りても、払えていたら、借金はふくれ上がりませんからね。

ただ、5社以上というのがなぜ2006年ぐらいに議論になったのかということ、5社以上借りていると返済が困難な人が多いだろうということで、当時5社以上借入れの全情連の資料が230万人いるとか、そういうことが話題になったわけです。ですから、この5社がたまたまこういう形でしたんです。

ただ、相対的に、ここで日弁連の破産記録調査を付ければよかったんですけども、日弁連の破産記録調査では、破産者の8割が月収20万未満です。そういう状況下で利用している人は、いずれ破綻するケースが多いということです。ただ、そういう人たちが必ずしも例外的かということ、総務省の労働力調査では、年収200万未満が1,000万人を超えているわけですから、そういう人たちが今、日本で広がっていつている。

規制改革会議でいろんな問題を取り扱っていると思いますけれども、この辺の対応も是非お願いしたいと思います。

○堂下参考人 ヤミ金の相談が減少しているということですが、例えば昨日の「NHKスペシャル」ですとか、最近ですと『毎日新聞』の千葉版とか青森版を見ると、ヤミ金融は増えているという報道もあるのですが。

○宇都宮弁護士 昨日のあれは、データとしてはきちんと出ていないと思うんですよ。全体的な状況は、2002年、2003年ごろと比べれば、やはり圧倒的に減少しています。

○堂下参考人 上限金利の引き下げが決まった2006年と比べるべきではないかと思うのですが。

○宇都宮弁護士 2006年と比べてもこのとおりです。全国的な状況はそうですね。

ですから、これは2002～2003年ごろですね。やはり年40%から年29.2%に下がったときにヤミ金が増えた時期がありますけれども、必ず金利問題を議論するときに、金利を下げればヤミ金が増えるのではないかという議論が行われましたが、ヤミ金というのは犯罪者集団なんで、割に合わない商売にしていけば、ヤミ金は撲滅できると我々は考えています。

○中条主査 では、長い間どうもありがとうございました。いろいろと貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。

○宇都宮弁護士 もし必要なデータとか注文されたら、探しておきます。

○中条主査 是非よろしく願いいたします。

以上